

横浜市 帰国児童生徒教育ガイド

令和2年10月版

横浜市教育委員会

はじめに

わが国においては、ますます国際化が進展する中で、多くの人々が世界各地で活躍し、平成 27 年 4 月 15 日現在、約 7.8 万人の義務教育段階の日本人の子どもが海外で生活しています。また、海外に長期間在留した後帰国する子どもの数は平成 26 年度間には、約 1.2 万人となっています。(H28 年度版「海外で学ぶ日本の子供たち ～わが国の海外子女教育の現状～」文部科学省より)。また、本市においても、令和元年度 500 人超える児童生徒が市立学校に編入学しています。

本市ではこれらの状況も踏まえて、国際社会の一員としての自覚をもち、広い視野に立った国際性豊かな児童生徒を育成するために、帰国児童生徒の適応指導を充実し、一人ひとりの個性・創造性を生かせるような指導に努めています。

また、各学校においては、帰国児童生徒が速やかに適応し、海外で身に付けた態度や感性を生かしていけるような教育の実践に努めています。このことから、受け入れる側の児童生徒についても、帰国児童生徒とのふれあいを通して豊かな国際性を身に付け、グローバルな観点からのものの見方や考え方をもち、異文化を理解し、共に学び合うことができるような教育活動を推進しています。

さて、昭和 56 年 12 月に初めて冊子の形で発行された本情報は、以来 39 年が経過し、改訂を重ね、現在では横浜市教育委員会のホームページに掲載しています。本情報が、出国や帰国される方々の抱える教育上の不安や疑問を解決するとともに、広く帰国児童生徒教育への理解につながることを期待します。

令和 2 年 10 月

横浜市教育委員会 小中学校企画課

目次

I これから海外へ行かれる方に

1 海外に行かれる時の手続や必要な書類	
(1) 転出時に受け取る書類	1
(2) 海外子女教育振興財団での手続等	2
2 現地での家庭生活における留意事項	
(1) 現地文化との触れ合い	2
(2) 日本語の読み書き	2
(3) 一時帰国時の体験入学	2

II これから帰国される方に

1 横浜市立小学校・中学校に編入学するための手順	
(1) 指定された学区の小学校や中学校への編入学	4
(2) 編入学手続きの手順	4
2 学校生活に適応するために	
(1) 保護者と子どもで違う帰国意識	5
(2) 生活面で配慮すること	5
(3) 学習面で配慮すること	5
(4) 子どもとの会話	5
(5) 学校との連携	5
3 日本語支援拠点施設「ひまわり」・「鶴見ひまわり」	
(1) 目的	6
(2) 対象・実施内容	6
(3) 参加手続き	6
(4) 経費等	6
4 横浜市日本語教室	
(1) 目的	6
(2) 日本語教室に入級できる人	7
(3) 集中教室<通級指導>と在籍校<派遣指導>	7
(4) 入級手続	7
(5) 経費等	7

5 横浜市の学校生活について

(1) 学年（年度）と休日	8
(2) 小・中学校の一日の生活例	8
(3) 通学路・集団登校	9
(4) 登校・下校時間	9
(5) 朝会	9
(6) 給食・弁当	9
(7) 清掃	9
(8) 部活動（中学校）	9
(9) 委員会活動	10
(10) 服装・用品の例	10
(11) 教科等	12
(12) 学校行事	13
(13) 健康と安全	13
(14) 保護者の負担する諸費用の例	14
(15) 放課後キッズクラブ、はまっ子ふれあいスクール、放課後児童クラブ	14

6 公立高等学校への入学

(1) 一般募集	15
(2) 海外帰国生徒特別募集	16

III 資料

1 横浜市立小学校・中学校・義務教育学校に在籍する帰国児童生徒数……	17
2 健康診断項目（学校保健安全法）	17
3 関係相談機関	18

I これから海外へ行かれる方に

☆☆ 1 海外に行かれる時の手続きや必要な書類 ☆☆

(1) 転出時に受け取る書類

保護者の方は、海外へ転出する際、その旨を在籍校へ申し出て、在籍校で「転学・退学届出書」に必要事項を記入し、提出してください。

「転学・退学届出書」を在籍校に提出すると、転出先の学校に応じて、次のような書類を在籍校から渡されます。これを転出先の学校へ提出してください。

転出先の学校	転出先へ提出する書類
日本人学校	在学証明書（日本文） ※指導要録（写） ※児童生徒健康診断票（一般）（歯・口腔） ※教科用図書給与証明書

なお、※「指導要録（写）」と※「児童生徒健康診断票」（一般）（歯・口腔）は、在籍校から直接転出先の学校へ郵送されます。

必要な教科書を受け取るために、※「教科用図書給与証明書」を出国前に「海外子女教育振興財団」に提出してください。詳細は2ページを参照してください。

転出先の学校	転出先へ提出する書類
現地校	在学証明書（英文） （成績証明書・※教科用図書給与証明書）

現地校の場合は、学校の事情により成績証明なども必要となることがあります。

特に決められた書式はありませんが、本市では「あゆみ」（小学校）、「連絡票」（中学校）で代用しています。

なお、「教科用図書給与証明書」の扱いは、日本人学校の場合と同じです。また、英文の「在学証明書」、「卒業証明書」、「成績証明書」が必要な場合は在籍校に申し出てください。

転出先の学校	転出先へ提出する書類
日本語補習授業校	特になし（ただし、あゆみ、連絡票、健康手帳、※教科用図書給与証明書など必要な場合もあります）

(2) 海外子女教育振興財団 (<http://www.joes.or.jp/>) での手続き等

ア 教科書の受け取り (担当: 情報サービスチーム TEL03-4330-1349)

日本人学校や日本語補習授業校において使用する教科書は、出国の2か月前から海外子女教育振興財団で受け取ることができますので、在籍校で受け取った「教科用図書給与証明書」と印鑑を持参し申請してください。現地校へ入学予定の方でも、希望があれば教科書を受け取ることができますので、同様に申請してください。

※ 現在、窓口業務を停止中のため、教科書受領方法は「郵送での受け取り」のみとなります。

イ 通信教育の申込み (担当: 通信教育チーム TEL03-4330-1345)

現地校に編入するお子さんなどは、日本の教育から遠ざかりがちになりますので、通信教育が必要となる場合もあります。財団では申し込みを扱っています。

ウ 日本人学校などの情報入手 (担当: 情報サービスチーム TEL03-4330-1349)

世界各国の日本人学校・日本語補習授業校などの確実な情報を集めています。

※ 所在地等の詳細については、21ページを参照してください。

☆☆ 2 現地での家庭生活における留意事項 ☆☆

最近、海外滞在が長期化する傾向にあります。このような傾向の中でお子さんを同伴されると帰国後のことが心配されます。せっかくの海外体験を有意義なものとし、また安心して帰国できるよう、次のようなことについて家庭で配慮してください。

(1) 現地文化との触れ合い

日本人学校に編入すると、現地の子どもたちと触れ合う機会が少なく、閉鎖的な暮らしになることが多いようです。家族ぐるみで現地の方々と交流したり、休日などには現地の文化に触れる機会を多くもったりすることも大切です。

(2) 日本語の読み書き

海外で生活していると現地語を話す機会が増え、日本語の語い数は次第に減り、日常会話のみになりがちです。そこで、日本語の図書を読んだり日記を書いたりなどして、日本語にふれる機会をつくることも大切です。

(3) 一時帰国時の体験入学

一時帰国時に体験入学を希望する場合は、滞り場所の最寄りの学校に相談して「一時受入れ」の許可を受けてください。ただし、「一時受入れ」は学校の状況等を勘案して学校長が判断しますので、許可がない場合もあることを承知しておいてください。

許可申請の書式は特に定められていませんが、主な確認事項を掲載します。

※ ただし、住民登録をした場合は、II-1の編入学になります。

◆ 一時受入れ許可に関する主な確認事項

- | | |
|----------|---|
| ① 受け入れ期間 | 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
児童生徒が入学可能な期間のうち、学校が受け入れ可能な期間を学校長が決定する。 |
| ② 安全の責任 | 学校管理下における、児童生徒の事故・災害に対する処置については、学校及び設置者の処置に一任すること。 |
| ③ 学校の決まり | 児童生徒は、学校の決まりを守ること。 |
| ④ 諸経費の負担 | 保護者は、受入れ期間中の諸費用を負担すること。 |
| ⑤ その他 | 各学校の事情により必要と思われること。 |

なお、それぞれのお子さんによりいろいろ心配なことがあると思われますが、その場合は、19ページに掲載されている相談機関をご利用ください。

II これから帰国される方に

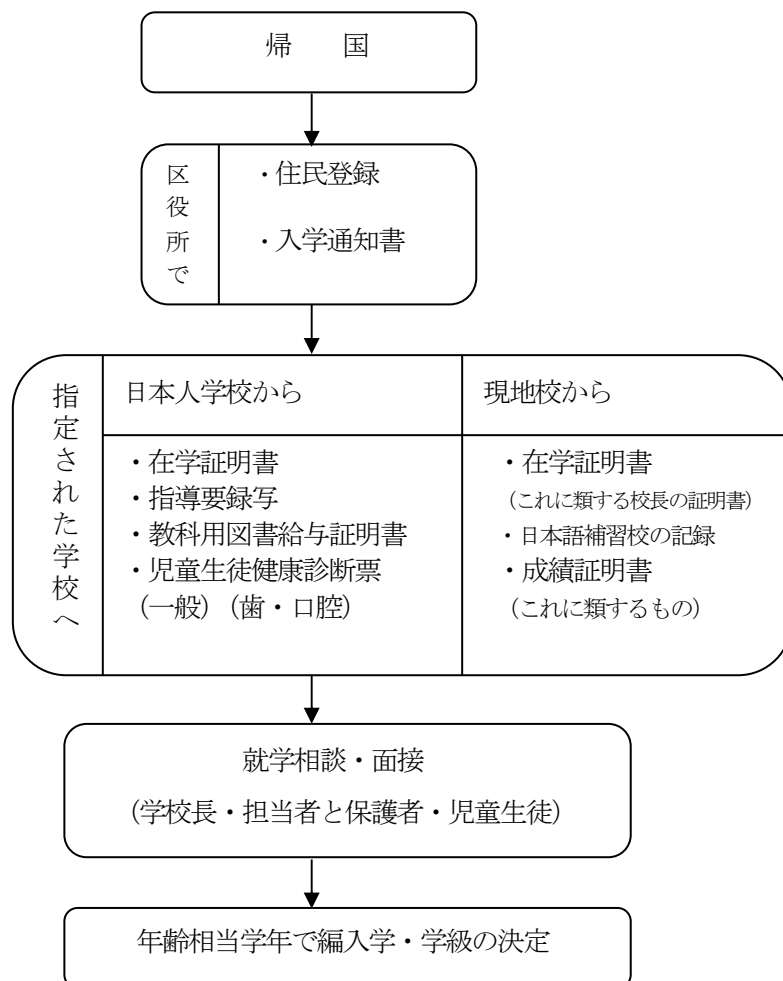
★★ 1 横浜市立小学校・中学校に編入学するための手順 ★★

(1) 指定された学区の小学校や中学校への編入学

区役所で住民登録をした際に、その住所によって指定される学校へ編入学します。

- ア 帰国し住居が決まったら、区役所で住民登録をします。
- イ 区役所では、入学通知書を交付し、お子さんの通学する小学校や中学校を指定します。
- ウ 次に、指定された小学校や中学校に入学通知書を持っていき、編入学手続きをします。
- エ 学校では年齢相当学年に編入学し、学級が決まります。

(2) 編入学手続きの手順



★★ 2 学校生活に適応するために ★★

編入学の手続きが終了すると、お子さんは横浜市立学校へ正式に編入学となり、学校生活が始まります。一刻も早く学校生活に慣れ、友だちをたくさんつくり、元気に通学してもらいたいものです。そのためには次のようなことに配慮していくことが大切です。

(1) 保護者と子どもで違う帰国意識

保護者にとっては、慣れ親しんだ日本の生活に戻ることではあった意識があると思いますが、お子さんにとっては、海外の生活が長いほど「帰国」という意識は薄く、初めての「海外体験」というような感じ方をする場合があります。この意識の違いに気付き、お子さんのカルチャーショックの軽減に努めることがまず大切なことです。

(2) 生活面で配慮すること

現地校やインターナショナルスクールに通学していたお子さんの多くは、横浜の学校生活と海外の学校生活との間に大きなギャップがあると感じるようです。「トイレ」、「上履き」、「掃除当番」、「給食」、「学校生活のきまり」等、日本式の学校生活は帰国したお子さんにとって初体験の連続になります。お子さんの多くは「どんな学校だろうか」、「友だちは作れるだろうか」等の不安を抱きがちです。お子さんに学校生活の違いを納得させる努力も必要ですが、心配や悩みなどがあれば、すぐに学校に連絡し、学級担任と密に連絡を取るようにすることが大切です。

(3) 学習面で配慮すること

現地校やインターナショナルスクールで学んでいたお子さんの多くは、学習内容・学習方法・授業言語など全て日本と違っているものを身につけて帰国してきます。一斉授業の多い日本の授業形態と個別又は少人数指導の多い欧米の授業形態の違い等、お子さんを戸惑わせることがあります。学習面の戸惑いは、時間が自然と解決してくれると思います。焦らず、お子さんの成長をじっくり見守っていただくことが大切です。また、お気づきの点がありましたら、すぐに学校に連絡してください。

(4) 子どもとの会話

お子さんが帰宅したら学校での話に耳を傾け、じっくりと話を聞いてあげてください。

帰国したばかりのストレスを解消すると同時に、日本の学校で生活していく上で必要なことに対する認識が深められるように根気強く家庭で指導をお願いします。

(5) 学校との連携

お子さんのことについて学校と連絡を密にすることが大切です。また、他の保護者とも連絡を取り合い、情報を交換したり、共通の悩みについて相談したりすることなどもお子さんの健やかな成長には大切なことです。学校との連携を通して、お子さんがより良い学校生活を送れるよう協力していきましょう。

★★ 3 日本語支援拠点施設「ひまわり」・「鶴見ひまわり」 ★★

(1) 目的

来日したばかりの日本語指導が必要な児童生徒や保護者への支援のため、横浜市では、平成29年に中区に「日本語支援拠点施設『ひまわり』」を開設し、令和2年に鶴見小学校内に市内2か所目の日本語支援拠点施設「鶴見ひまわり」を開設しました。当施設では「プレクラス」、「学校ガイダンス」等を実施しています。

(2) 対象・実施内容

プレクラス：外国から、新たに転・編入学してきた児童生徒を対象に、1か月間、週3日の集中的な初期日本語指導及び学校生活体験を行います。

学校ガイダンス：外国から、新たに転・編入学してきた児童生徒及びその保護者を対象に、英語、中国語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、やさしい日本語による日本の学校生活の紹介及び児童生徒の学習状況の確認を行います。毎週火曜日午後3時に実施します。

就学前教室（さくら教室）：日本語支援が必要な新小学校1年生及び保護者を対象に、学校生活の体験と学校生活の紹介を行います。毎年3月、第1、第2土曜日に実施します。

※中区の「ひまわり」のみ実施

(3) 参加手続

「プレクラス」や「学校ガイダンス」、「就学前教室（さくら教室）」に参加する場合は、編入学先の学校に相談してください。学校を通して申し込みます。

(4) 経費等

参加費は無料です。交通費がかかる場合は本人負担となります。

◆ 所在地

- ・「ひまわり」 横浜市中区山田町3-9
- ・「鶴見ひまわり」 横浜市鶴見区鶴見中央3-19-1（鶴見小学校内）

★★ 4 横浜市日本語教室 ★★

横浜市教育委員会は、日本語の初期指導が必要な帰国・外国人児童生徒等のために、日本語教室を開催しています。

(1) 目的

横浜市立の小学校・中学校・義務教育学校に在籍している外国人児童生徒及び帰国児童生徒等のうち、初期の日本語指導や適応指導が必要な児童生徒に対し、編入・転入学後一定期間、基礎的な日本語を指導することを目的としています。

(2) 日本語教室に入級できる人

横浜市立の小学校・中学校・義務教育学校に在籍している児童生徒のうち、初期の日本語指導が必要な者。

(3) 集中教室<通級指導>と在籍校<派遣指導>

〈通級指導〉市内5カ所に設置された集中教室での日本語指導。(主に中学生が対象)

ア 所在地

- ・ Y校教室 横浜市南区南太田2-30-1 (横浜商業高等学校別棟内)
- ・ 並木第一教室 横浜市金沢区並木1-7-1 (並木第一小学校内)
- ・ 豊岡教室 横浜市鶴見区豊岡町2-7-1 (豊岡小学校別棟内)
- ・ 飯田北いちょう教室 横浜市泉区上飯田町3-7-5 (飯田北いちょう小学校内)
- ・ 横浜吉田教室 横浜市中区山田町3-9 (日本語支援拠点施設内)

イ 通級回数 週2回

※ 指導日は学校・講師が話し合って決めます。

〈派遣指導〉児童が通学している小学校に日本語講師を派遣し、在籍校の授業時などに別室での日本語指導。(原則として小学生が対象)

派遣回数 週1回

※ 指導日は学校・講師が話し合って決めます。

(4) 入級手続

ア 日本語教室の入級を希望する場合は、編入学先の学校に相談してください。

イ 日本語指導が必要と認められた場合は入級できます。入級手続については、指定の「入級申請書」の提出等を学校を通して行います。

(5) 経費等

ア 授業料やプリント教材は無料です。

イ 通級に要する交通費は本人負担となります。(通学定期券の購入はできません。)

☆☆ 5 横浜市の学校生活について ☆☆

(1) 学年(年度)と休日

○ 学年(年度)は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了します。

三学期制

・1学期 4月1日～7月31日、2学期 8月1日～12月31日、3学期 1月1日～3月31日

二学期制

・前期 4月1日～10月の第2月曜日、後期 10月の第2月曜日の翌日～翌年3月31日

○ 休日

・土曜日、日曜日、国民の祝日、開港記念日(6月2日)、長期休業日(次のとおり)

春季休業日 4/1～4/4、夏季休業日 7/21～8/26、冬季休業日 12/26～翌年1/6、

学年末休業日 3/26～3/31

(休業日の期間は学校によって短縮される場合があります。)

(2) 小・中学校の一日の生活の例

下記の表は例であって、各学校によって時間や活動名は異なります。また、時間割は各学年、各学級によって異なります。

【小学校】	1時限 45分
児童登校	8:10～8:30
朝の会	8:30～8:45
1時間目	8:50～9:35
2時間目	9:40～10:25
中休み	10:25～10:45
3時間目	10:45～11:30
4時間目	11:35～12:20
給食	12:20～13:05
昼休み	13:05～13:20
清掃	13:25～13:40
5時間目	13:45～14:30
6時間目	14:35～15:20
帰りの会	15:20～15:30
児童会活動等	15:30～

下校 15:30頃

※ 授業時間数や下校時間は、曜日や学年によって異なります。6年生は1日5～6時間の授業があります。
通常は授業は学級担任が中心となって指導します。

【中学校】	1時限 50分
予鈴	8:35～
始業	8:40～
学級活動	8:40～8:50
1時間目	8:50～9:40
2時間目	9:50～10:40
3時間目	10:50～11:40
4時間目	11:50～12:40
昼食	12:45～13:00
昼休み	13:00～13:25
予鈴	13:25～
5時間目	13:30～14:20
6時間目	14:30～15:20
短学活	15:20～15:30
清掃	15:30～15:50
部活動・生徒会活動等	15:50～

下校 16:00～18:30頃

(季節によって最終下校時刻は変化)

※ 授業時間数は曜日によって異なり、通常はどの学年も1日5～6時間の授業があります。
授業は教科ごとに教師が変わる教科担任制です。

(3) 通学路・集団登校

- 通学路 小学校では安全のために学校へ通う道を指定しています。これを「通学路」といいます。子どもには通学路を通るように指導してください。
- 集団登校 小学校では、学校によって地域ごとに子どもが集まってきて「集団登校」を行っているところがあります。集合場所、時刻は各地域によって異なります。

(4) 登校・下校時間

- 登校時刻 学校によって異なります。始業時刻までに登校しない場合は「遅刻」となります。
- 下校時刻 時間割や曜日によって異なります。行事などがあるときは特別な時間になります。また、中学校の場合、部活動等に参加する場合は完全下校の時間の範囲内で活動します。

(5) 朝会

週に1回（多くは月曜日の朝）、全校児童生徒（又は学年ごと）が校庭や体育館に集まり、校長先生の話や児童生徒の代表の話等を聞きます。内容や曜日は学校により異なります。

(6) 給食・弁当

【小学校】

小学校では給食があります。（学期始め、学期の終了時期、特別な行事のあるときを除く。）給食の準備、片づけは児童が行います。

宗教上や健康上の理由で食べられないものがある場合は、学校にご相談ください。

【中学校】

中学校の昼食には給食はありません。弁当を持参します。弁当が持参できない場合「ハマ弁」を注文することができます。学校によっては弁当の販売をおこなったり、パンの自販機を設置したりしているところもあります。

(7) 清掃

教育活動の一つとして、子ども達は先生と一緒に、教室、階段、廊下、校庭、トイレなどの学校の施設を清掃します。清掃時間や清掃方法などは学校によって異なります。

(8) 部活動（中学校）

中学校には部活動があります。部活動には体育系と文科系があります。部活動への加入は生徒の自主的なものですが、多くの生徒が参加しています。また、学校によっては全校生徒が部活動に参加しているところもあります。活動は顧問の指導のもと、朝や放課後、休日などに活動し、部活動によっては試合、合宿などがあります。また、道具、ユニフォームなど活動に必要なものを個人で購入する場合があります。他校へ試合に出かける場合の交通費等は個人負担です。部費を徴収されることもあります。

【部活動の種類】 ……学校によって異なります。

- 体育系活動
野球、サッカー、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス、バドミントン、ソフトボール、陸上、水泳、卓球、体操、柔道、剣道など
- 文科系活動
吹奏楽、演劇、合唱、美術、書道、園芸、英語、華道、茶道、図書、園芸、囲碁、将棋、パソコン、ギター、イラストなど

(9) 委員会活動

【小学校】児童会活動

学校生活を良くするために、5、6年生では児童会・委員会活動があり、児童が自主的に活動します。例えば、放送委員会、健康委員会、体育委員会、飼育委員会等があります。委員会の種類、活動時間は学校によって異なります。

【中学校】生徒会活動

生徒会活動・委員会活動があります。各学級から代表として選ばれた生徒が各委員会に所属し、自主的に活動します。学級委員会、図書委員会、美化委員会、放送委員会、福祉委員会、体育祭実行委員会、文化祭実行委員会等があります。放課後の活動が多く、委員会の種類は学校によって異なります。

(10) 服装、用品の例

学校によって異なります。各学校の「新入生のしおり」などを参照してください。

【小学校の例】

- ① 通学用の靴…運動靴など、体育の授業に使えるもの
 - ② 上履き…白
 - ・ 上履き用として市販されているもの、バレエシューズ
 - ・ 上履き袋…フックに掛けられるひもの付いたもの

※ 記名の仕方などは、学校に問い合わせてください。
 - ③ 体育の服装
 - ・ シャツ…白い半袖シャツ
 - ・ パンツ…紺、白のクォーターパンツ
 - ・ 赤白帽子
 - ・ 体育着の袋…フックに掛けられるようにひもの付いたもの。
 - ④ 防災頭巾…災害時に児童の頭を保護するためのクッション。
(防災ヘルメットが支給される場合もあります。)
- ※ 名札を付け、学校名、学年、組、氏名、住所、電話番号、(血液型)などを記入してください。
- ⑤ 雑巾…清掃時に使用。
 - ⑥ 給食袋…マスク、ナフキン、箸、歯ブラシ、コップなどを入れる小さな袋。ランドセルのフックに下げることが多い。

※ 給食当番の白衣、帽子なども学校によって扱いが異なります。

- ⑦ 水着…男女とも紺色の水着が多い。帽子も必要。
- ⑧ カバン…ランドセル
- ⑨ 連絡帳…欠席の連絡、学校との連絡、相談等に使う。また、連絡帳やプリント類を入れる連絡袋も必要。
- ⑩ 学用品…必要なものが各学校によって決まっている。また、学校を通じて一括購入するものもある。品名や購入時期は学校にお問い合わせください。

【中学校の例】

- ① 通学用の靴…運動靴など、体育の授業に使えるもの、又は革靴等
- ② 上履き…学校で指定している場合が多い。
- ③ 体育の服装…学校で指定される。
 - ・夏…半袖シャツ、短パン、ハーフパンツ等
 - ・冬…ジャージ上下等
- ④ 雑巾…清掃時に使用。
- ⑤ 水着…男女とも紺色の水着が多い。帽子も必要。
- ⑥ カバン…スポーツバックやリュックサックが多い。
(学校によって指定されている場合がある。)
- ⑦ 学用品…必要なものが各学校によって決まっている。また、学校を通じて一括購入するものもある。品名や購入時期は学校にお問い合わせください。

(11) 教科等

【小学校】

- 1・2年生 国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育の各教科と道徳、
外国語活動（Y I C A）、特別活動（学級活動、行事等）
- 3年生 国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、体育の各教科と道徳、
外国語活動（Y I C A）、特別活動（学級活動、行事等）、
総合的な学習の時間
- 4年生 国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、体育の各教科と道徳、
外国語活動（Y I C A）、特別活動（学級活動、クラブ活動、行事等）、
総合的な学習の時間
- 5・6年生 国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語（英語）の
各教科と道徳、特別活動（学級活動、クラブ活動、行事等）、
総合的な学習の時間

※ 社会、理科は1・2年生はありません。

※ 家庭科は5・6年生のみの教科です。

- 生活…1・2年生には生活があります。自分の身近な社会や自然について考えたり、生活上必要な習慣や技能を身に付けたりします。
- クラブ活動…共通の興味や関心をもつ児童が集まり活動します。主として4・5・6年生が活動します。体育的クラブ、文化的クラブがあります。クラブの種類や活動時間は学校によって異なります。
- 総合的な学習の時間…各学校が地域や学校、子どもの実態に応じて、横断的・総合的な学習や児童の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした活動を行う時間。呼び方は学校によって異なります。1・2年生はありません。
- 外国語活動（Y I C A）・外国語（英語）には、国際理解教室が含まれます。

【中学校】

全学年共通 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語（英語）の各教科と道徳、特別活動、総合的な学習の時間

【あゆみ（小学校）、連絡票・通知票（中学校）】

児童・生徒の学習の成果や学校生活の様々な活動の様子などは、個人（三者）面談でも学級担任から保護者に伝えられますが、各学期末に小学校では「あゆみ」、中学校では「連絡票」に記入して渡します。「あゆみ・連絡票」は、学校によってその名称や形式、記入の仕方が異なりますが、各教科の評価の観点から見た個人的な特徴と、学習目標への到達度、学校生活の様々な様子などを記録します。

(12) 学校行事

学校では教育活動の一環としてさまざまな行事があります。その中には、保護者の参加や、特別に費用を必要とするものもあります。学校、学年によって行事の種類、呼び方、内容、実施の時期等は異なりますが、主に次のようなものがあります。

【小学校の例】

4月 入学式
授業参観 学級懇談会 遠足
5月 家庭訪問
6月 宿泊体験学習
7月 授業参観 学級懇談会 個人面談
プール開放（夏休み中）
9月 授業参観 学級懇談会 運動会
10月 演劇鑑賞・音楽鑑賞
遠足 修学旅行
11月 学習発表会 社会見学
12月 個人面談
1月 球技大会
2月 授業参観
3月 卒業式

【中学校の例】

4月 入学式
授業参観 学級懇談会
5月 家庭訪問 宿泊体験学習（自然教室）
6月 球技大会 修学旅行
授業参観 定期テスト
7月 個人（三者）面談
プール開放（夏休み中）
9月 授業参観 学級懇談会 体育大会
定期テスト
10月 遠足 文化祭・合唱コンクール
11月 授業参観 定期テスト
12月 個人面談
1月 書き初め大会 百人一首大会
2月 球技大会 定期テスト
3月 卒業式

(13) 健康と安全

ア 保健室

児童生徒が病気になったり、けがをしたときには、養護教諭や担任が保健室で応急手当し、保護者に連絡します。また、養護教諭は健康管理や健康相談も行います。

イ 健康診断

児童生徒の健康状態を把握するために、定期的に健康診断及び学校医師による診察を実施します。また、結果に基づいて、受診のすすめや健康相談を実施します。詳しい検査項目等については、18ページを参照してください。

ウ 予防接種

横浜市が実施している予防接種は、法律で定められているものです。予防接種に関する詳細は、横浜市健康福祉局発行の「予防接種のしおり」をご覧ください。各区福祉保健センターにお問い合わせください。

エ 日本スポーツ振興センター「災害共済給付」

学校生活中の事故やけがには、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付」制度が適用されます。

災害共済給付制度は、運営に関する経費を国、設置者及び保護者の三者で負担する互助共済制度です。

(14) 保護者の負担する諸費用の例

公立学校の場合、小学校・中学校の義務教育の間は、入学金・授業料・教科書代は無料です。教科書以外の教材・副教材・学用品・給食費（小学校のみ）・遠足・宿泊体験活動・修学旅行等の費用は、保護者の負担となります。

納入金額、納入方法等は学校によって異なりますので、各学校にお問い合わせください。

(15) 放課後キッズクラブ、はまっ子ふれあいスクール、放課後児童クラブ（小学校）

横浜市立小学校では、放課後学校施設を利用して、学年の異なる子ども達との遊びを通じた交流を促進し、児童の創造性、自主性、社会性などを養うことを目的とした「放課後キッズクラブ」、「はまっ子ふれあいスクール」を実施しています。また、昼間保護者がいない家庭等の子ども達が、安全で豊かな放課後を過ごすために、「放課後児童クラブ」を実施しています。申し込みや問い合わせは各学校の「放課後キッズクラブ」「はまっこふれあいスクール」「放課後児童クラブ」に連絡してください。

★★ 6 公立高等学校への入学 ☆★

※ 以下に記載する内容は、令和3年度入学者選抜に関する情報です。最新情報は次のパンフレットや県教育委員会のホームページをご覧ください。

- ・「神奈川県公立高等学校入学者選抜 募集案内」
- ・「神奈川県公立高等学校入学者選抜 志願の手びき—全日制の課程・別科」
- ・「神奈川県公立高等学校入学者選抜 志願の手びき—定時制の課程・通信制の課程」
- ・神奈川県教育委員会ホームページ：<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f160600/>

(1) 一般募集

神奈川県の公立高校の入学者選抜は、神奈川県立、横浜市立、川崎市立、横須賀市立のいずれの高校も同じ制度で行います。

また、一人ひとり自分の適性或趣味・関心・進路希望などを考えて希望の高校を選択することができるようにするため、神奈川県の公立高校の入学者選抜制度は次のような点を特色としています。

- 全日制の課程・定時制の課程・通信制の課程のすべての学校で「共通選抜」を実施します。「共通選抜」の後に、夜間のみの定時制の課程と通信制の課程の学校では、「定通分割選抜」を実施します。
- 「共通選抜」では、学力検査（原則、全日制では5教科、定時制では3教科）および面接を「共通の検査」として実施します。また、各校の特色に応じて、総合的な能力や特性を見る検査として「特色検査」を実施する高等学校があります。
 - ・実施したすべての検査の結果と調査書の評定を資料として、選考します。
 - ・クリエイティブスクールと通信制の課程では学力検査は実施せず、クリエイティブスクールでは面接及び特色検査（自己表現検査）を、通信制の課程では作文を実施し、調査書と併せて総合的に選考します。
 - ・全日制と夜間のみの定時制以外の定時制の課程では募集定員のすべてを募集し、夜間のみの定時制と通信制の課程では募集定員の80%を募集します。
- 「定通分割選抜」では、定時制の課程は、学力検査（3教科（英国数））および面接を実施し、特色検査を実施する高等学校もあります。実施したすべての検査の結果と調査書の評定を資料として、選考します。通信制の課程は作文を実施し、調査書と併せて総合的に選考します。
 - ・「定通分割選抜」の募集人員は、基本的に「共通選抜」の合格者数を募集人員から差し引いた人員です。

【問合せ先】

県立高校	神奈川県教育委員会教育局指導部高校教育課	045-210-8084
横浜市立高校	横浜市教育委員会事務局学校教育企画部高校教育課	045-671-3272
川崎市立高校	川崎市教育委員会学校教育部指導課	044-200-3286
横須賀市立高校	横須賀市教育委員会事務局学校教育部教育指導課	046-822-8479

(2) 海外帰国生徒特別募集

海外帰国生徒の高等学校入学のために、一般募集とは別に特別募集を行います。

ア 海外帰国生徒特別募集を行う公立高等学校(すべて全日制)

県立神奈川総合高等学校 (単位制普通科国際文化コース)

県立横浜国際高等学校 (単位制国際科) (単位制国際科国際バカロレアコース)

県立新城高等学校 (普通科)

県立西湘高等学校 (普通科)

県立鶴嶺高等学校 (普通科)

県立相模原弥栄高等学校 (単位制普通科)

県立伊志田高等学校 (普通科)

横浜市立東高等学校 (単位制普通科)

県立神奈川総合高等学校の後期募集については、学校にお問い合わせください。

イ 志願資格

高等学校の一般募集の志願資格のほか、次の事項のすべてに該当する人だけが志願できます。

ア) 原則として、保護者の勤務等の関係で、継続して2年以上外国に在住していた人

イ) 平成30(2018年)年4月1日以降に帰国した人

ただし、海外帰国生徒特別募集に志願した人は、それ以外の他の募集に同時に志願することはできません。また、志願変更は、公立高等学校の特別募集を実施する学校または一般募集を実施する学校との間で1回だけ認められています。

ウ 検査の内容

学力検査(外国語(英語)、国語、数学)、作文(日本語による)及び面接

エ 選考の方法

実施したすべての検査の結果と調査書を資料として、選考します。

オ 入学後の指導について

一般の生徒と同じ学級に在籍しますが、教科の補完について少人数授業など特別指導を行うほか、生活・教育相談などきめ細かな個人指導を行います。

なお、語学など、帰国生徒の特性を生かし伸長するための指導にも配慮しています。

※特別募集を含む市立高等学校入学者選抜についてのお問い合わせ先

横浜市教育委員会事務局学校教育企画部高校教育課 電話 045-671-3272

※特別募集を含む県立高等学校入学者選抜についてのお問い合わせ先

神奈川県教育委員会教育局指導部高校教育課 電話 045-210-8084

Ⅲ 資料

☆☆ 1 横浜市立小学校・中学校・義務教育学校に在籍する帰国児童生徒数

令和2年5月1日現在

横浜市	小学校	中学校	義務教育学校	合計
合計	515	121	—	536

※帰国児童生徒数は、各年度の前年度一年間に帰国した児童生徒数。

※最新詳細情報は横浜市教育委員会のホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/toukei-chosa/toukei-chosa1000.html> をご覧ください。

☆☆ 2 健康診断項目（学校保健安全法） ☆☆

令和2年4月1日現在

項 目	小 学 校	中 学 校
身 長 ・ 体 重	全 員	全 員
栄 養 状 態		
脊柱及び胸部の疾病及び 異常の有無並びに四肢の状態	全 員	全 員
視 力		
聴 力		
目の疾病及び異常の有無	全 員 (4・6年を除くことができる)	全 員 (2年を除くことができる)
耳鼻咽喉頭疾病及び 皮膚疾患の有無	全 員	全 員
歯及び口腔の疾病及び 異常の有無		
心臓の疾病及び 異常の有無	全 員 (2年以上は除くことができる)	全 員 (2年以上は除くことができる)
尿	全 員	全 員
その他の疾病及び 異常の有無	全 員	全 員

横浜市実施状況

- 心臓検診——小学校1年生、中学校1年生を中心に実施
- 耳鼻咽喉頭疾患の有無
 - 小学校——1年生、4年生を中心に耳鼻咽喉科校医による検診を実施
 - 中学校——1年生を中心に耳鼻咽喉科校医による検査を実施
- 結核の有無——全員を対象とした問診調査による確認と内科検診における診察で精密検査対象者を抽出し、検査を実施

★★ 3 関係相談機関 ☆★

◆ 問い合わせ先一覧

名称	部署	所在地	電話	業務概要
教育委員会 事務局	小中学校企画課	中区本町 6-50-10	671-3588	帰国児童生徒教育に関すること
	学校支援・地域連携課	〃	671-3270	就学手続きに関する一般的相談
	教育総合相談センター	〃	671-3726	教育相談
	特別支援教育総合センター	保土ヶ谷区仏町 845-2	336-6020	特別支援教育に関する相談
	東部学校教育事務所	西区花咲町 6-145	411-0608	鶴見、神奈川、西、中、南区
	西部学校教育事務所	保土ヶ谷区仏向町 845-2	336-3743	保土ヶ谷、旭、泉、瀬谷区
	南部学校教育事務所	港南区上大岡西 1-13-8	843-6408	港南、磯子、金沢、戸塚、栄区
	北部学校教育事務所	都筑区茅ヶ崎中央 40-3	944-5978	港北、緑、青葉、都築区
鶴見区役所	戸籍課登録担当	鶴見区鶴見中央 3-20-1	510-1704	住民登録（転出入）手続 義務教育諸学校への就学手続
神奈川区役所		神奈川区広台太田町 3-8	411-7034	
西区役所		西区中央 1-5-10	320-8334	
中区役所		中区日本大通 35	224-8295	
南区役所		南区浦舟町 2-33	341-1115	
港南区役所		港南区港南 4-2-10	847-8338	
保土ヶ谷区役所		保土ヶ谷区川辺町 2-9	334-6234	
旭区役所		旭区鶴ヶ峰 1-4-12	954-6034	
磯子区役所		磯子区磯子 3-5-1	750-2345	
金沢区役所		金沢区泥亀 2-9-1	788-7734	
港北区役所		港北区大豆戸町 26-1	540-2254	
緑区役所		緑区寺山町 118	930-2250	
青葉区役所		青葉区市ヶ尾町 31-4	978-2233	
都筑区役所		都筑区茅ヶ崎中央 32-1	948-2255	
戸塚区役所		戸塚区戸塚町 16-17	866-8335	
栄区役所		栄区桂町 303-19	894-8345	
泉区役所		泉区和泉中央北 5-1-1	800-2345	
瀬谷区役所		瀬谷区二ツ橋町 190	367-5645	

◆ 国際交流ラウンジ

横浜市では、市内在住の外国人のための生活情報提供、相談を多言語で実施するとともに、日本語教室の開催、通訳ボランティアの派遣、日本人との交流活動などを行うため、国際交流ラウンジを設置しています。

運営には市民活動団体、NPO 法人、公益財団法人などがあたり、多くの市民ボランティアが協力しています。

施設名	所在地／交通案内	連絡先／ホームページアドレス
公益財団法人横浜市国際交流協会 (YOKE)	西区みなとみらい 1-1-1 パシフィコ横浜 横浜国際協力センター 5F / みなとみらい 駅 (みなとみらい 線) 徒歩 3 分	TEL 222-1209 https://www.yokeweb.com
青葉国際交流ラウンジ	青葉区田奈町 76 青葉区区民交流センター (田奈ステーション内) / 田奈駅 (東急) 徒歩 1 分	TEL 989-5266 http://aoba-lounge.sakura.ne.jp/index.html
いずみ多文化共生コーナー	泉区和泉町 4636-2 泉区役所 1 階 いずみ区民活動支援センター内 / いずみ中央駅 (相模鉄道いずみ野線) 徒歩 5 分	TEL 800-2392・2395 https://www.city.yokohama.lg.jp/izumi/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/kokusai/tabunka.html
金沢国際交流ラウンジ	横浜市金沢区泥亀 2-9-1 金沢区役所 2 階 金沢文庫駅、金沢八景駅 (京浜急行) 徒歩 12 分	TEL 786-0531 http://www.kanazawalounge.org/
港南国際交流ラウンジ	港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー 13 階 / 上大岡駅 (京急・地下鉄) 徒歩 2 分	TEL 848-0990 http://www.konanlounge.com/
港北国際交流ラウンジ	港北区大豆戸町 316-1 ／菊名駅 (東急・JR) 徒歩 8 分	TEL 430-5670 http://kohokulounge.la.coocan.jp/
つづき MY プラザ (都筑多文化・青少年交流プラザ)	都筑区中川中央 1-25-1 ノースポートモール 5 階 / センター北駅 (市営地下鉄) 徒歩 5 分	TEL 914-7171 http://tsuzuki-myplaza.net/newhome/
鶴見国際交流ラウンジ	鶴見区鶴見中央 1-31-2 シークレイン 2 階 / 鶴見駅 (JR・京急) 徒歩 3 分	TEL 511-5311 http://www.tsurumilounge.com/

なか国際交流ラウンジ	中区日本大通 35 (区役所別館 1 階) J R 関内駅 (南口) 徒歩 7 分	TEL 210-0667 http://nakalounge.main.jp/
ほどがや国際交流ラウンジ	保土ヶ谷区岩間町 1-7-15 岩間市民プラザ 1 階 / 天王町駅 (相鉄) 徒歩 2 分	TEL 337-0012 http://www.hodogaya-kokusai.com/
みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ	南区浦舟町 3-46 浦舟複合福祉施設 10 階 / 阪東橋駅 (市営地下鉄) 徒歩 5 分	TEL 232-9544 http://tabunka.minamilounge.com/

◆ 関連ホームページアドレス一覧

横浜市	http://www.city.yokohama.jp
横浜市教育委員会	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/
文部科学省 (海外子女教育等 / CLARINET)	http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet
東京学芸大学国際教育センター	http://crie.u-gakugei.ac.jp/

◆ 海外子女教育振興財団

【所在地】 〒105-0002 東京都港区愛宕 1-3-4 愛宕東洋ビル 6 階

TEL 03(4330)1341 (代表) FAX 03(4330)1355

ホームページ <http://www.ioes.or.jp>



あ と が き

昭和 56 年に初版を発行して以来、「できるだけ、横浜市の状況を正しくお伝えしたい。」
「できるだけ、海外で御活躍の方々にお役に立ちたい。」との願いを込めて「横浜市帰国児童生徒
教育ガイド」を作成してまいりました。

この情報ページの編集にあたりご協力いただきました、関係行政機関・団体等の方々に厚くお礼
申し上げます。

令和 2 年度版 横浜市帰国児童生徒教育ガイド
令和 2 年 10 月 ホームページ掲載
横浜市教育委員会事務局 学校教育企画部 小中学校企画課
横浜市中区本町 6-50-10
電話 045-671-3588